

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年6月24日
【発行者の名称】	インターグ株式会社 (Interg Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 那須 剛
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目2番5号Bizflex六本木8階
【電話番号】	(03)6435-0595 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 重栖 祥吾
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	インターグ株式会社 https://interg.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期	第8期	第9期
決算年月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (千円)	5,418,407	5,902,846	8,706,633
経常利益 (千円)	192,022	193,048	249,807
当期純利益 (千円)	135,302	133,798	165,202
純資産額 (千円)	381,322	515,121	678,979
総資産額 (千円)	1,495,885	1,673,769	2,730,167
1株当たり純資産額 (円)	190.66	257.56	339.49
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	20.00 (—)
1株当たり当期純利益 (円)	67.65	66.90	82.60
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	25.5	30.8	24.9
自己資本利益率 (%)	43.1	29.9	27.7
株価収益率 (倍)	—	23.2	—
配当性向 (%)	—	—	24.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	569,017	406,260	497,436
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	46,608	3,611	△561,856
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△469,665	△139,699	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	545,200	815,373	750,953
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	25 (1)	27 (—)	32 (—)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式がないため記載しておりません。
3. 第7期の株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。また、第9期の株価収益率については売買実績がなく、株価を把握できないため、記載しておりません。
4. 第7期及び第8期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 第9期の1株当たり配当額20円には、上場1周年記念配当10円が含まれております。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。
7. 第7期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、また、第8期及び第9期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査法人コスモスの監査を受けております。
8. 当社は、2024年5月31日開催の取締役会決議により、2024年6月28日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行いました。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2【沿革】

当社は、2017年6月に東京都港区六本木においてデジタルメディア事業を目的とする会社として設立いたしました。当社の設立以後に係る経緯は以下の通りであります。

年月	事項
2017年6月	デジタルメディア事業を目的に東京都港区六本木にインターグ株式会社を設立
2020年2月	本社を東京都港区赤坂に移転
2022年4月	ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）取得
2022年7月	本社を東京都港区三田に移転
2023年4月	東京都港区六本木に移転（現住所）
2024年11月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場

3【事業の内容】

当社は、「一人の幸せから、世界を変える。」というミッションのもと、2017年の設立以来有益な情報を提供する比較サイト・情報サイトなど、様々なWebサービスの企画・開発及び運営を行い、デジタルメディア事業を展開してきました。

当社は、生活者の購買意思決定を支援することを目的に様々なテーマに特化したデジタルメディアの制作、運営をしております。選択肢が多く、サービス利用や商品購入前に比較検討が必要な商材に特化しており、ライフスタイルメディア、人材メディア、金融メディアの3ジャンルのメディアを運営しております。

① ライフスタイルメディア

ライフスタイルメディアとは日常生活に関連する情報やコンテンツを提供するメディアのことを指しますが、当社では脱毛、ゴルフスクール、動画配信サービスに特化したメディアを運営しております。具体的な当社運営メディアとして「脱毛サロン・クリニック比較ナビ」「メンズ脱毛比較ナビ」「ゴルフスクール比較ナビ」「ウォーターサーバーレビュー」があります。

1. 「脱毛サロン・クリニック比較ナビ」

脱毛サロン・クリニック比較ナビとは業界最大級の脱毛サロン・医療脱毛クリニックの紹介サイトです。実際に脱毛サロンを利用した方の口コミ情報やWebアンケートによる調査、さらには脱毛サロン・クリニックの情報を整理し、ユーザーが脱毛サロン・クリニックを選ぶ際に比較検討しやすいサイトになっております。ただ情報を提供するだけでなく、当社独自のWeb限定キャンペーンも展開しております。



2. 「メンズ脱毛比較ナビ」

メンズ脱毛比較ナビとは脱毛クリニック・サロンの選び方が分からない男性向けのサイトです。「評判の良いところを知りたい」「高額にならないか心配」など、男性が抱える脱毛の悩みを解消するため、大手脱毛クリニック・サロンの特徴を紹介しており、利用者が知りたい情報が一覧で分かるようになっております。



② 人材メディア

人材メディアとは転職サービスと転職したい人をつなぐための情報提供を行うメディアのことを指します。当社では「転職サイト・エージェント比較ナビ」「看護師転職応援サイト」「薬剤師転職サイト比較ナビ」「介護士転職サイト比較ナビ」「保育士転職サイト比較ナビ」を運営しております。

1. 「転職サイト・エージェント比較ナビ」

転職サイトや転職エージェントの紹介をしております。転職サービスを実際に利用したユーザーによる評判・口コミを掲載しており、転職で失敗したくないという利用者向けのサービスとなっております。



2. 「看護師転職応援サイト」

看護師に人気がある転職サイトや求人サイトを紹介しております。サービス内容、求人数、特徴、募集職種など利用者が気になる情報が一覧で分かるようになっております。



3. 「薬剤師転職サイト比較ナビ」

現役の薬剤師が選んだ人気の転職サイトや求人サイトを紹介しております。サービス内容、求人数、対応している施設の種類など、利用者が気になる情報が一目でわかるようになっております。



③ 金融メディア

金融メディアとは金融市場、経済、投資に関する情報を提供するメディアを指します。当社では「カードローンレビュー」「クレジットカードレビュー」の2メディアを運営しております。

1. 「カードローンレビュー」

利用者の不安や疑問を解消し、安心、便利なカードローン選びをお手伝いすることを目的としたメディアとなっております。「審査が早い」「金利が安い」といった条件からカードローン会社を検索することができ、数多くあるカードローン会社から利用者の希望に沿ったものを選択できるようになっております。カードローン会社の特徴、実質年率、無利息期間など、利用者が気になる情報が一目でわかるようになっております。



2. 「クレジットカードレビュー」

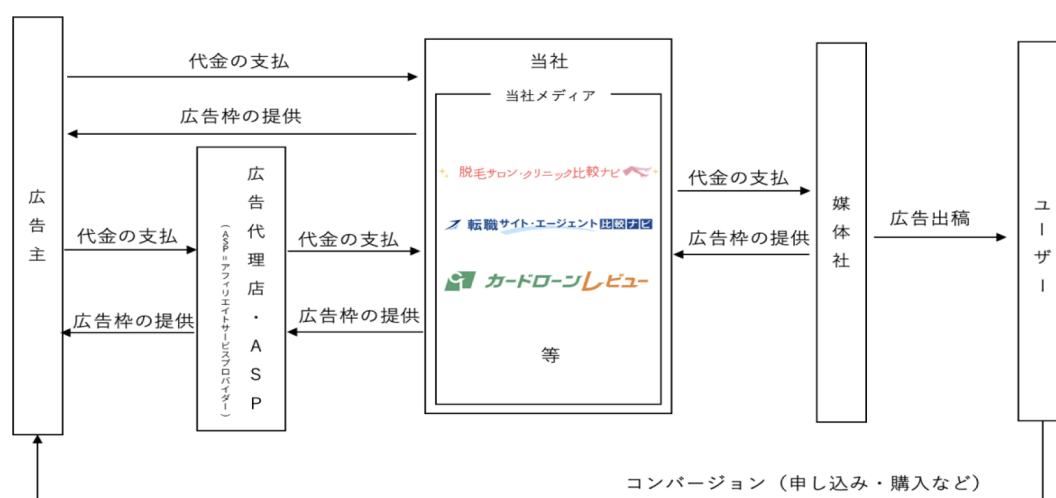
クレジットカード選びに迷っている方向けのメディアになります。各クレジットカードの特徴、年会費、ポイント還元率など利用者が気になる情報が一目でわかるようになっております。また、E T Cカード・ゴールドカード・還元率が高いカードなど様々な部門でおすすめのカードをご紹介します。



運用メディア一覧

開始時期	メディア名
2017年 6月	「脱毛サロン・クリニック比較ナビ」
2018年 8月	「薬剤師転職サイト比較ナビ」
2018年10月	「転職サイト・エージェント比較ナビ」
2019年 4月	「介護士転職サイト比較ナビ」
2019年10月	「看護師転職応援サイト」
2021年 2月	「メンズ脱毛比較ナビ」
2021年 6月	「保育士転職サイト比較ナビ」
2021年10月	「ゴルフスクール比較ナビ」「カードローンレビュー」
2023年 3月	「クレジットカードレビュー」
2025年 2月	「住宅ローン比較ナビ」「証券のミカタ」
2025年 3月	「ウォーターサーバーレビュー」

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年 3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
32	32.5	4.1	6,432

- (注) 1. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 2. 平均年間給与には、臨時従業員の給与は含まれておりません。
 3. 当社は、「メディア事業」のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、米国の政策動向や地政学リスクの高まりによる世界経済への影響が懸念される等、景気の先行きは不透明な状況が続いています。

このような状況下、当社におきましては、「一人の幸せから、世界を変える。」というミッションのもと、メディア事業を展開し、事業の安定性と成長の両立を目指してまいりました。ユーザーやクライアントの皆様には最適なサービスを提供するべく、運営体制の見直しにも取り組んでおります。

この結果、当事業年度の経営成績につきましては、売上高8,706百万円（前年同期比47.5%増）、営業利益222百万円（前年同期比22.4%増）、経常利益249百万円（前年同期比29.4%増）、当期純利益165百万円（前年同期比23.5%増）となりました。

なお、当社は「メディア事業」のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は750百万円(前事業年度末比64百万円減少)となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は497百万円(前事業年度は406百万円の収入)となりました。これは主に、税引前当期純利益の計上額249百万円、売上債権の増加額561百万円、仕入債務の増加額848百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は561百万円(前事業年度は3百万円の収入)となりました。これは主に、定期預金の預入による支出300百万円、投資有価証券の取得による支出103百万円、出資金の払込による支出100百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローはありません。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を示すと、次の通りです。なお、当社は、「メディア事業」のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

事業の名称	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比 (%)
メディア事業 (千円)	8,706,633	147.5
合計	8,706,633	147.5

(注) 最近2事業年度の主な取引先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
オープン(株)	1,453,690	24.5	1,840,257	21.1
(株)サイバーエージェント	1,031,751	17.5	1,767,327	20.3
(株)フォーイット	613,329	10.4	1,243,150	14.3
(株)レントラックス	638,286	10.8	1,151,923	13.2

3 【対処すべき課題】

(1) 継続的な事業の創出

インターネット関連事業は新陳代謝が激しく、一般的にプロダクトライフサイクルが短い傾向にあります。このような環境下で継続的に成長を実現するためには、既存事業の成長だけでなく、多様な新規事業の開発が不可欠であります。

当社は創業以来、安定性と高成長性のバランスを維持しつつ事業拡大を継続してまいりました。今後も中長期的な企業価値の向上を目指し、新規事業の創出に積極的に取り組んでまいります。

(2) 優秀な人材の確保と育成

当社の持続的な成長には優秀な人材の確保が極めて重要であります。そのため、多様な働き方が可能な職場環境の整備、福利厚生の拡充、公正かつ透明な人事考課制度の導入、採用手法の多様化など、人材確保に積極的に取り組んでおります。

また、継続的な人材育成を目的として、社内外の研修プログラムの充実など、人材育成制度のさらなる強化を推進してまいります。

(3) コーポレートブランドの向上

当社が持続的成長と企業価値向上を実現するためには、提供サービスのユーザビリティや品質向上はもちろん、各サービスの認知度向上及び利用者数の拡大が必要不可欠であります。

また、優秀な人材の獲得のためにも企業認知度の向上やポジティブな企業イメージの確立が重要であります。そのため、適切な情報開示と積極的な広報活動を通じて、コーポレートブランドの強化を図ってまいります。

(4) 経営管理体制の強化

当社は市場動向や競合企業、顧客ニーズの変化に迅速かつ柔軟に対応できるよう、経営管理体制の一層の強化を図ってまいります。また、継続的な企業価値向上を目的として、内部統制の強化を進め、業務の有効性・効率性を高めるとともに、法令遵守の徹底に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 事業内容に関するリスク

当社の主たる事業であるメディア事業において、当社は成果報酬型の報酬体系によりサービスの対価を得ております。これは、顧客企業が新規ユーザー獲得等をした場合に当社が請求を行う契約形態であります。そのため、当社は顧客企業に対するマーケティングの成果を出すために、マーケティングノウハウの更なる蓄積と、人材採用・教育強化等の施策を行うことで売上増加を図っております。しかしながら、これらの蓄積が進まない場合や施策の効果が発現しない場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 人材確保

当社の事業成長を支えている最大の資産は人材であり、当社にフィットした人材の採用、育成及び雇用の維持は、当社の事業戦略上、重要であると認識しております。そのため、働きやすい職場環境づくりや福利厚生の充実、社員の個性を活かすジョブアサイン等、社員の働きがいを高める様々な施策を行なっております。しかしながら、人材マーケットの需給バランスの変化やその他何らかの要因により、必要な人材を確保できない、又は計画通りに人材育成が進まない場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 業界の動向

当社が主たる事業を展開するインターネット広告市場は成長を続けており、同市場が引き続き拡大することを見込んでおります。しかしながら、インターネット広告市場におけるインターネットそのものの市場成長が阻害されるような規制や弊害の発生、その他予期せぬ要因によって、今後の広告出稿状況に変化が生じた場合等には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 競合、新規参入、参入障壁

当社のメディア事業には、競合企業が多数存在しております。当社は、広告主や代理店との長期的な信頼関係構築により取引条件の改善を進めるとともに、自社の集客データに基づくWebサイトや広告の最適化を進め、競合先に対する競合優位性の構築に取り組んでおります。しかしながら、さらなる競合他社の新規参入により競争環境が高まった結果、当社の広告集客の効率性が悪化し、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 配当政策について

当社は、事業の成長段階にあるとの認識のもと、更なる成長に向けた事業基盤の拡充や新規事業への成長投資を行うことで、高い成長の実現と企業価値の向上が株主の皆様に対する最大の利益還元につながることを考え、創業以来配当を実施していませんでした。しかし、業績の進捗状況及び収益基盤の安定化を踏まえ、当期より剰余金の配当を実施することといたしました。今後は、将来の成長投資のための適正な内部留保とのバランスを考慮しながら、継続的な利益還元を行うことを基本方針とし、期末配当として配当性向10%~20%程度を目安といたします。

(6) 特定の販売先への依存度が高い場合

当社は、オープン(株)及び(株)サイバーエージェントとの取り組みに関する売上高が、当社売上高の重要な割合を占めております。当社は、他取引先との取引拡大を進めることで特定の取引先への偏重の解消を進めております。また、当社は、これら2社とは良好な関係にあり取引の継続性は高いと考えております。しかしながら、これら2社との取引内容に変更等が生じた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 仕入先・外注先への依存

当社の集客チャネルとして、検索連動型広告が重要な割合を占めております。当社は、他集客チャネルの利用拡大により特定の集客チャネルへの偏重の解消を進めております。しかしながら、当該広告への出稿が制限された場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また外注業務の内容は主にWebエンジニアリング業務ですが、依存度が高い取引先が数社あります。外注先が業務を停止した場合や当社からの発注を受諾されなくなった場合には、当社サービスの新規開発や改修に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 当社の事業に係る法律等による規制について

当社では、会社法、金融商品取引法、法人税法、労働基準法等の一般的な法令に加えて、メディア事業においては、景品表示法、薬機法、医療法及び医療広告ガイドライン等の法的規制を受けております。これらの法令に関して重大なコンプライアンス上の問題が発生した場合や、法規制の改正に対応するための新たな費用が発生する場合、あるいは法規制の改正に対応することにより収益機会が減少しうる場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 特定人物への依存度

当社の代表取締役社長である那須剛は、当社設立以来、当社の経営方針及び経営戦略の決定等、事業活動の推進にあたり重要な役割を担っております。当社では、役員間の情報共有や権限委譲により、同氏に過度に依存しないよう経営体制の整備を行っておりますが、何らかの理由により同氏が職務を遂行できなくなるような不測の事態が生じた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 内部管理体制、小規模組織

当社は取締役4名、監査役2名、従業員32名（2026年3月31日現在）と小規模組織であり、業務執行体制及び内部管理体制もそれに応じたものとなっております。今後の事業拡大に伴い、業務執行体制及び内部管理体制の充実を図っていく方針ですが、これらの施策に対し十分な対応ができなかった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) システムダウン、バックアップ体制

当社の事業は、インターネットを利用しているため、自然災害、事故、外部からの不正な手段によるコンピュータへの侵入等により、通信ネットワークの切断、外部サーバー等ネットワーク機器の作動不能等のシステム障害が生じる可能性があります。このようなリスクを回避するため、システムの24時間監視体制の実施、ファイアウォールの設置、社内規程の整備及び運用等然るべき対策を講じております。しかしながら、システムやハードの不具合、悪質なコンピュータウイルスの侵入やハッカーからの攻撃、予想した規模を大きく上回る地震、火災、洪水、停電等の重大な事象の発生により、システム障害が発生した場合、一時的にサービス提供を停止する等の事態も発生しうるものと認識しております。そのような場合、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 不正アクセス

当社が事業活動を行う上で、情報システム及び情報ネットワークは欠くことのできない基盤であり、その構築・運営に当たっては十分なセキュリティの確保に努めておりますが、ネットワークへの不正侵入、情報の改竄・盗難・破壊、システムの利用妨害等により業務の停滞や信用の低下が生じ、又は当社の秘密情報が社外に流出した場合には、当社の社会的信用の低下から事業活動が影響を受ける可能性があります。なお、当社では、2022年4月にISO27001の認証である情報セキュリティマネジメントシステム認証を取得しており、その維持・更新のため、内部監査及び社内研修を継続しております。

(13) 顧客情報の漏洩、プライバシー問題

当社は多数の顧客の個人情報をお預かりしている他、様々な経営情報を保有しております。これらの情報の管理に関しては、社内の情報管理システムを強化するとともに、従業員等に対する教育・研修等により情報管理の重要性の周知徹底を図っております。しかし、これらの対策にも関わらず重要な情報が外部に漏洩した場合には、当社の社会的信用の低下により業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行なっております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、2023年5月30日にフィリップ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限り）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限り）

- 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- 再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。
- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
- (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
- (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない
と認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日
- (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
- (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。
- ⑥ 不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i からviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合。
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。
- ⑧ 有価証券報告書ならびに発行者情報等の提出遅延
- 甲が提出の義務を有する有価証券報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
- 次の a 又は b に該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

- ⑩ 法令違反及び上場規程違反等
甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。
- ⑫ 株式の譲渡制限
甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬ 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。
- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当ておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当ておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得
甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 株式売渡請求による取得
特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合
- ⑱ 株式併合
甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合
- ⑲ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑳ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度における流動資産の残高は2,449百万円で、前事業年度末に比べ796百万円増加しております。現金及び預金の増加235百万円、売掛金の増加561百万円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当事業年度における固定資産の残高は280百万円で、前事業年度末に比べ260百万円増加しております。投資有価証券の増加101百万円、出資金の増加100百万円、その他に含まれる敷金の増加53百万円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は2,051百万円で、前事業年度末に比べ892百万円増加しております。買掛金の増加848百万円、未払法人税等の増加23百万円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債はありません。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は678百万円で、前事業年度末に比べ163百万円増加しております。当事業年度の当期純利益による増加165百万円が主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】 (1) 業績」に記載の通りであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」に記載の通りであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

重要な設備の投資・除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (千円)		従業員数 (人)
		工具、器具及び備品	合計	
本社 (東京都港区)	工具、器具及び備品	2,957	2,957	32

(注) 1. 当社は、「メディア事業」のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2. 上記の他、主要な賃借設備として以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都港区)	建物 (事務所)	36,636

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当社は、2027年3月期に本社移転を予定しております。本社移転に伴い、設備の新設を見込んでいますが具体的な投資金額は未定です。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2026年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年6月24日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数は100株であります。
計	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年6月28日(注)	1,999,800	2,000,000	—	10,000	—	—

(注) 2024年5月31日開催の取締役会決議により、2024年6月28日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は1,999,800株増加し、2,000,000株となっております。

(6)【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	2	2	—
所有株式数(単元)	—	—	—	—	—	—	20,000	20,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	—	—	100	100	—

(7)【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
那須 剛	東京都品川区	1,999,900	100.00
佐藤 匠	東京都小金井市	100	0.00
計	—	2,000,000	100.00

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,000,000	20,000	単元株式数は100株で あります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,000,000	—	—
総株主の議決権	—	20,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけており、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当による年2回を基本方針としております。剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の配当につきましては、配当金総額40百万円、1株当たり10円（普通配当）に、記念配当10円（上場1周年記念配当）を加えた20円の期末配当を、2026年6月24日の定時株主総会で決議いたしました。

今後は、将来の成長投資のための適正な内部留保とのバランスを考慮しながら、継続的な利益還元を行うことを基本方針とし、期末配当として配当性向10%~20%程度を目安といたします。

なお、当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により、剰余金の中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【直近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第7期	第8期	第9期
決算年月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
最高(円)	—	1,550	—
最低(円)	—	1,550	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
2. 当社は、2024年11月20日に東京証券取引所 TOKYO PRO Marketへ上場いたしましたので、第7期の株価について記載事項はありません。
3. 第9期は売買実績がないため記載しておりません。

(2) 【直近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
2. 2025年10月から2026年3月については、売買実績がないため記載しておりません。

5【役員 の 状 況】

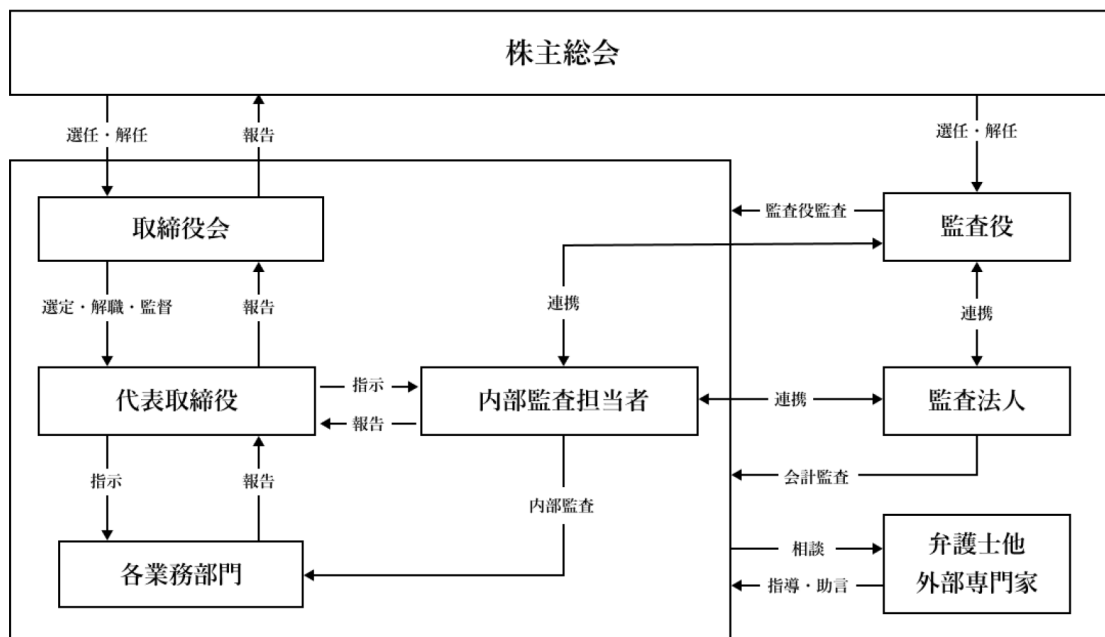
男性5名 女性1名 (役員のうち女性の比率 17%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	那須 剛	1985年3月13日生	2007年12月 2017年6月	あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 当社設立 代表取締役社長(現任)	(注) 1	(注) 4	1,999,900
取締役	管理本部長	重栖 祥吾	1982年5月26日生	2009年5月 2017年6月 2023年8月 2024年3月 2026年1月	ヤフー株式会社(現LINEヤフー株式会社)入社 当社取締役(現任) デジタルメディア事業本部長 保険事業部長 管理本部長(現任)	(注) 1	(注) 4	—
取締役	メディア事業部長	河野 佑	1991年7月28日生	2014年4月 2019年3月 2023年8月 2025年6月	株式会社メニコン入社 当社入社 当社デジタルメディア事業部長 当社取締役メディア事業本部長(現任)	(注) 1	(注) 4	—
取締役	—	野口 直宏	1981年5月16日生	2007年10月 2022年5月 2023年1月 2024年1月	みらいコンサルティング株式会社入社 株式会社あおいFAS入社 当社社外取締役(現任) 株式会社あおいFAS取締役(現任)	(注) 1	(注) 4	—
監査役	—	鈴木 大	1968年8月28日生	1994年2月 2007年7月 2015年1月 2015年4月 2016年8月 2017年12月 2018年10月 2023年6月 2024年4月	株式会社シーエスエイ(現みらいコンサルティング株式会社)入社 同社取締役就任 鈴木大公認会計士事務所代表(現任) 仰星監査法人入所 株式会社ラプラス監査役(会計限定) 株式会社SSC代表取締役(現任) 株式会社サンライズ監査役(現任) 当社監査役(現任) 株式会社ラーニングモア監査役(会計限定)(現任)	(注) 2	(注) 4	—
監査役	—	八幡 優里	1989年3月18日生	2016年12月 2017年1月 2021年4月 2025年4月 2025年6月	弁護士登録 ホライズンパートナーズ法律事務所入所 東京エクセル法律事務所パートナー(現任) 東京弁護士会法教育委員会副委員長(現任) 当社監査役(現任)	(注) 3	(注) 4	—
計								1,999,900

- (注) 1. 取締役の任期は、2026年3月期に係る定時株主総会終結の時から2028年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2028年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から2029年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2026年3月期における役員報酬の総額は、57,500千円を支給しております。
5. 野口直宏氏は、会社法第2条第15項に定める社外取締役であります。
6. 鈴木大氏及び八幡優里氏は、会社法第2条第16項に定める社外監査役であります。
7. 取締役 重栖祥吾氏の戸籍上の氏名は、寺本祥吾であります。
8. 監査役 八幡優里氏の戸籍上の氏名は、森優里であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするすべてのステークホルダーとの適切な関係を維持し、企業の社会的責任を果たすために、持続的な発展と成長、継続的な企業価値の最大化を目指すとともに、経営の健全性、効率性、透明性を確保すべく、最適な経営管理体制を目指しております。

② 会社の機関の内容

(a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役4名（うち社外取締役1名）で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、取締役会規程、職務権限規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定時取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

(b) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役2名で構成されております。監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

(c) 会計監査

当社は監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査法人コスモスの会計監査を受けております。なお、2026年3月期において監査を執行した公認会計士は、新開智之氏、杉江明俊氏の2名であり、いずれも継続監査期間は、7年以内であります。また、当該監査業務に係る補助者は公認会計士6名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

(d) 内部監査

当社における内部監査は、代表取締役社長が指名した内部監査担当者1名及び内部監査担当者が指定する外部監査代理人を配置しております。内部監査は内部監査規程及び内部監査計画に基づき、被監査部門の業務が規程やマニュアルに準拠し行われているかという観点から実施しております。その際には、業務の有効性及び効率性、法令遵守、財務報告の信頼性、資産の保全という統制目的の達成状況も勘案し、判断しております。また、内部監査担当者による監査、監査役監査、監査法人による監査、それぞれの実効性及び効率性を高めるため、内部監査担当者・監査役・監査法人の三者がそれぞれ保有する情報や意見の交換を行い、連携の取れる場を定期的に設けております。

③ 内部統制システムの整備状況

当社は職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織及び担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 社外取締役及び社外監査役

当社は社外取締役を1名、社外監査役を2名選任しております。

社外取締役は、社内取締役に対する監督及び見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っております。社外取締役野口直宏氏は、公認会計士としての経験及び知見を有しており、客観的・専門的な視点からの当社の取締役会体制の強化を期待し、選任しております。

社外監査役は外部からの客観的及び専門的な立場から経営を監視する体制を構築しております。社外監査役鈴木大氏は、他社の経営者としてマネジメントに携わる中で培われた豊富な経験と幅広い見識を活かすとともに、公認会計士としての専門的見地を期待し、選任しております。

社外監査役八幡優里氏は、弁護士としての専門的な知識及び豊富な経験（特に労働法に卓越した知見を有しております。）が当社の経営全般に活かされることを期待し、社外監査役に選任しております。

なお、社外取締役野口直宏氏、社外監査役鈴木大氏及び社外監査役八幡優里氏と当社との間には、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、各方面で豊富な経験と高度な専門知識、幅広い見識を有しており、外部からの客観的かつ中立的な経営監視の機能を果たせることを前提に判断しております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社は、想定される事業リスクを最小限に留めるべく、社内規程及び各種マニュアル等に沿った業務を遂行することで社内におけるチェック・牽制機能を働かせております。また、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から重要な法律問題について適宜アドバイスを受け、法的リスクの回避・遁減に努めております。

⑥ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は4名以内とする旨定款に定めております。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

⑧ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑨ 取締役会で決議できる株主総会決議

当社は会社法第454条第5項の規定に基づき取締役会の決議により、剰余金の中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑪ 自己株式の取得

当社は、会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	ストックオ プション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	47,800	47,800	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外役員	9,700	9,700	—	—	—	3

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	8,400	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方法】

当社の事業規模及び業務の特性等に基づいた監査日数、監査役の意見等の諸要素を勘案し決定しております。

第6【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	815,373	1,050,953
売掛金	797,869	1,359,697
前払費用	5,824	6,173
その他	34,491	32,774
流動資産合計	1,653,558	2,449,599
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品（純額）	1,229	2,957
有形固定資産合計	※ 1,229	※ 2,957
無形固定資産		
ソフトウェア	3,546	2,786
無形固定資産合計	3,546	2,786
投資その他の資産		
投資有価証券	—	101,300
出資金	—	100,000
長期前払費用	3,650	3,350
繰延税金資産	11,785	16,285
その他	—	53,888
投資その他の資産合計	15,435	274,824
固定資産合計	20,211	280,568
資産合計	1,673,769	2,730,167

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,041,157	1,889,784
未払金	12,356	11,008
未払費用	18,218	26,348
未払法人税等	37,950	61,000
預り金	4,978	5,301
賞与引当金	23,460	28,710
その他	20,527	29,034
流動負債合計	1,158,648	2,051,188
負債合計	1,158,648	2,051,188
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	505,121	670,323
利益剰余金合計	505,121	670,323
株主資本合計	515,121	680,323
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	—	△1,344
評価・換算差額等合計	—	△1,344
純資産合計	515,121	678,979
負債純資産合計	1,673,769	2,730,167

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	※1 5,902,846	※1 8,706,633
売上原価		
商品仕入高	—	1,200
広告媒体費	5,241,971	7,962,959
支払手数料	—	1,663
売上原価合計	5,241,971	7,965,822
売上総利益	660,874	740,811
販売費及び一般管理費	※2 479,450	※2 518,806
営業利益	181,423	222,005
営業外収益		
受取利息	647	4,287
有価証券利息	—	869
ポイント還元収入	25,148	22,530
その他	1,126	114
営業外収益合計	26,921	27,802
営業外費用		
支払利息	744	—
上場関連費用	14,493	—
その他	60	—
営業外費用合計	15,297	—
経常利益	193,048	249,807
税引前当期純利益	193,048	249,807
法人税、住民税及び事業税	63,420	88,367
法人税等調整額	△4,171	△3,762
法人税等合計	59,249	84,604
当期純利益	133,798	165,202

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	371,322	371,322	381,322	381,322
当期変動額					
当期純利益		133,798	133,798	133,798	133,798
当期変動額合計	—	133,798	133,798	133,798	133,798
当期末残高	10,000	505,121	505,121	515,121	515,121

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
		繰越利益剰余金					
当期首残高	10,000	505,121	505,121	515,121	—	—	515,121
当期変動額							
当期純利益		165,202	165,202	165,202			165,202
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△1,344	△1,344	△1,344
当期変動額合計	—	165,202	165,202	165,202	△1,344	△1,344	163,858
当期末残高	10,000	670,323	670,323	680,323	△1,344	△1,344	678,979

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	193,048	249,807
減価償却費	1,447	3,851
長期前払費用償却	300	300
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,391	5,250
受取利息	△647	△4,287
有価証券利息	—	△869
支払利息	744	—
売上債権の増減額 (△は増加)	94,197	△561,828
仕入債務の増減額 (△は減少)	150,959	848,627
未払金の増減額 (△は減少)	319	△1,988
未払費用の増減額 (△は減少)	△812	8,130
未払消費税等の増減額 (△は減少)	11,637	8,507
その他	△2,650	4,958
小計	447,153	560,458
利息の受取額	647	2,295
利息の支払額	△743	—
法人税等の支払額	△40,796	△65,317
営業活動によるキャッシュ・フロー	406,260	497,436
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△712	△4,180
無形固定資産の取得による支出	△3,800	—
定期預金の預入による支出	—	△300,000
投資有価証券の取得による支出	—	△103,788
出資金の払込による支出	—	△100,000
出資金の回収による収入	10	—
敷金及び保証金の差入による支出	—	△53,888
敷金及び保証金の回収による収入	114	—
保険積立金の解約による収入	8,000	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,611	△561,856
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△139,699	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△139,699	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	270,172	△64,420
現金及び現金同等物の期首残高	545,200	815,373
現金及び現金同等物の期末残高	※ 815,373	※ 750,953

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(1) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(2) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

工具、器具及び備品 4年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

メディア事業における収益は、当社が運営するWebサイトを介してWeb閲覧者を広告主のWebサイトに送客し、Web閲覧者が広告主のWebサイトにて物品購入やサービス申込等を行った成果として、取引対価（単価×成約数）を収受しております。当該収益の履行義務は、当社が運営するWebサイトを介して送客したWeb閲覧者が広告主のWebサイトにて物品購入やサービス申込等を行うことであり、Web閲覧者が広告主のWebサイトにて物品購入やサービス申込等を行った時点で履行義務が充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。

保険その他事業における収益は、保険契約者のニーズに応じて、保険会社に対し保険契約の取次を行う義務を負っております。当該履行義務は、保険契約の取次後、保険会社はそのサービスを検収し、保険会社が当該サービスの支配を獲得した時点で充足されるものであり、当該履行義務の充足時点で収益を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	2,144千円	5,236千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、すべて顧客との契約から生じる収益の金額であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益は含まれておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項 (収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
役員報酬	59,160千円	57,500千円
給料手当	148,251	162,219
賞与引当金繰入額	23,460	28,710
外注費	62,085	57,440
地代家賃	55,536	36,636
減価償却費	1,447	3,851

販売費に属する費用及び一般管理費に属する費用のおおよその割合は以下の通りであります。

販売費	0.2%	0.1%
一般管理費	99.8%	99.9%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	200	1,999,800	—	2,000,000
合計	200	1,999,800	—	2,000,000

(注) 2024年5月31日開催の取締役会決議により、2024年6月28日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,000,000	—	—	2,000,000
合計	2,000,000	—	—	2,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	40,000	20	2026年3月31日	2026年6月25日

(注) 1株当たり配当額20円には、上場1周年記念配当10円が含まれております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金勘定	815,373千円	1,050,953千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	△300,000
現金及び現金同等物	815,373	750,953

(リース取引関係)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金及び安全性の高い金融資産等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券については、主に余資の運用手段として保有する債券であり、発行体の信用リスクに晒されております。敷金は、本社オフィスの賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は売掛金等については経常的に発生しており、担当者が所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの逡減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し運用状況を取締役に報告しております。

敷金については、その差入先に対する信用リスクについては、賃貸借契約締結前に信用状況を調査・把握する体制としております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性を維持するほか、金融機関との当座貸越契約締結などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。「現金及び預金」については、現金であること及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「売掛金」「買掛金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

前事業年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	101,300	101,300	—
敷金	53,888	50,209	△3,678
資産計	155,188	151,509	△3,678

(注1) 市場価格のない株式等は上表に含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2026年3月31日)
出資金	100,000

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	815,373	—	—	—
売掛金	797,869	—	—	—
合計	1,613,242	—	—	—

当事業年度（2026年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,050,953	—	—	—
売掛金	1,359,697	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券	—	100,000	—	—
敷金	—	53,888	—	—
合計	2,410,651	153,888	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融資産

前事業年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	101,300	—	101,300
資産計	—	101,300	—	101,300

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は相場価格を用いて評価しております。当社が保有する投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産

前事業年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	50,209	—	50,209
資産計	—	50,209	—	50,209

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金の時価については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2026年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
債券	101,300	103,788	△2,488
その他	—	—	—
小計	101,300	103,788	△2,488
合計	101,300	103,788	△2,488

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2026年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	8,114千円	10,172千円
未払事業税	3,670	5,375
その他有価証券評価差額金	—	737
繰延税金資産合計	11,785	16,285

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	34.59%	—%
(調整)		
税額控除による影響	△2.90	—
その他	△1.00	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.69	—

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、メディア事業を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益、キャッシュ・フローの性質から収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権の残高

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
顧客との契約から生じた債権		
売掛金(期首残高)	892,066	797,869
売掛金(期末残高)	797,869	1,359,697

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、「メディア事業」のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
オープン(株)	1,453,690	メディア事業
(株)サイバーエージェント	1,031,751	メディア事業
(株)レントラックス	638,286	メディア事業
(株)フォーイト	613,329	メディア事業

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
オープン(株)	1,840,257	メディア事業
(株)サイバーエージェント	1,767,327	メディア事業
(株)フォーイト	1,243,150	メディア事業
(株)レントラックス	1,151,923	メディア事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）		当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）	
1株当たり純資産額	257円56銭	1株当たり純資産額	339円49銭
1株当たり当期純利益	66円90銭	1株当たり当期純利益	82円60銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、 潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、 潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注） 1. 当社は、2024年5月31日開催の取締役会決議により、2024年6月28日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
当期純利益（千円）	133,798	165,202
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	133,798	165,202
期中平均株式数（株）	2,000,000	2,000,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【債券】

投資有価証券	その他 有価証券	銘柄	券面総額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)
		ソフトバンクグループ株式会社 第6回利払繰延条項・期限前償還条 項付無担保社債(劣後特約付)	100,000	101,300
		小計	100,000	101,300
		計	100,000	101,300

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	—	—	—	8,194	5,236	3,091	2,957
有形固定資産計	—	—	—	8,194	5,236	3,091	2,957
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	3,800	1,013	760	2,786
無形固定資産計	—	—	—	3,800	1,013	760	2,786
長期前払費用	—	—	—	4,500	1,149	300	3,350

(注) 有形固定資産及び無形固定資産、長期前払費用の金額が資産総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	23,460	28,710	23,460	—	28,710

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 流動資産

① 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	—
預金	
普通預金	750,953
定期預金	300,000
小計	1,050,953
合計	1,050,953

② 売掛金

相手先	金額 (千円)
(株)サイバーエージェント	521,529
オープン(株)	217,255
(株)レントラックス	146,665
(株)インタースペース	123,334
(株)フォーイット	123,024
その他	227,887
合計	1,359,697

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
797,869	9,645,224	9,083,395	1,359,697	87.0	40.8

2 流動負債

① 買掛金

相手先	金額 (千円)
Google Japan G.K.	1,604,753
PayPayカード(株)	242,451
その他	42,580
合計	1,889,784

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月末日、事業年度末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング26階 株式会社アイ・アール ジャパン 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング26階 株式会社アイ・アール ジャパン — 無料 —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング26階 株式会社アイ・アール ジャパン 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング26階 株式会社アイ・アール ジャパン — 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://interg.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月24日

インターグ株式会社

取締役会 御中

監査法人コスモス

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 杉江 明俊

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているインターグ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インターグ株式会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。